

〈参考〉

診療科目と診断書・意見書を作成できる障害区分との対応関係

診断書・意見書を作成できる障害 診療科目	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしやく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
眼科	○												
小児眼科	○												
耳鼻咽喉科		○	○	○	○								
小児耳鼻咽喉科		○	○	○	○								
気管食道・耳鼻咽喉科		○	○	○	○								
気管食道科				○	○				○				
気管食道内科				○	○				○				
気管食道外科				○	○				○				
神経内科	○※1	○※2	○	○	○	○				○			
外科						○	○	○	○	○	○	○※3	○
小児科						○	○	○	○	○	○	○※3	○
小児外科						○	○	○	○	○	○		○
内科				○		○	○	○	○	○	○	○※3	○
血液内科												○※3	
感染症内科												○※3	
整形外科						○							
リウマチ科						○							
脳神経外科	○※1	○※2	○	○		○							
神経科						○							
リハビリテーション科			○	○	○	○	○		○				
形成外科				○	○	○							
呼吸器科									○			○※3	
呼吸器外科									○				
呼吸器内科									○			○※3	
循環器科							○	○					
循環器内科							○	○					
心臓内科							○						
心臓血管外科							○						
心臓外科							○						
胸部外科							○		○				
泌尿器科								○		○			
小児泌尿器科								○		○			
腎臓内科								○					
人工透析内科								○					
消化器科										○	○		○
胃腸科										○	○		
胃腸内科											○		
産婦人科										○		○※3	
婦人科										○		○※3	
消化器内科										○	○		○
消化器外科										○	○		○
移植外科								○					○
腹部外科											○		○
肝臓外科													○
肝臓内科													○

※1 腫瘍・脳神経障害等による視力喪失者の診療に限る。

※2 腫瘍・脳神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。

※3 HIV診療を行っているものに限る。